



○砂田国務大臣 このたび政府から提出いたしました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法は、公立義務教育諸学校施設の整備に対する国の負担制度について定めているものであり、政府は、昭和三十三年制定以来、この制度のもとに、鋭意、公立義務教育諸学校施設の整備に努めてまいりました。

昭和四十八年度には、大都市周辺地域における児童、生徒の急増現象にかんがみ、児童または生徒が急増している地域にある公立の小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する経費について、昭和五十二年まで国の負担割合を引き上げ、これらの学校の整備を促進するとともに、関連市町村の財政負担の軽減にも資することとしたところでありました。しかしながら、昭和五十三年度以降においてもなお児童、生徒の急増現象が続くものと予想されますので、今回、所要の改正を行い、もって、児童または生徒が急増している地域にある公立の小学校または中学校の施設整備を円滑に進めようとするものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

まず第一に、児童または生徒が急増している地域にある公立の小学校または中学校の施設の整備を促進するため、引き続き、昭和五十七年度までこれらの学校の校舎の新築または増築に要する経費に係る国の負担割合を三分の二に引き上げる措置を講ずることとしております。

第二に、この法律の施行期日は昭和五十三年四月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○菅波委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

す。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十八分散会

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十二年度」を「昭和五十七年度」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

理 由

児童又は生徒が急増している地域にある公立の小学校又は中学校の施設の整備を促進するため、昭和五十三年度から昭和五十七年度まで、引き続き、これらの学校の校舎の新築又は増築に要する経費に係る国の負担割合を引き上げる措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。